

# 入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札を次のとおり行いますので、公告します。

令和8年3月27日

公益社団法人島根県林業公社 理事長 小林淳一

## 記

- 1 担当部局 公益社団法人島根県林業公社 総務企画課 TEL0852-32-3185  
〒690-0876 島根県松江市黒田町432番地1

2 入札に付する事項

工事名	令和7年度 林業専用道（規格相当）金城293号線 開設工事 （以下「本件工事」という。）	工 事 概 要	工事延長 L=1,000m 掘削工 V=8,660m <sup>3</sup> 盛土工 V=7,560m <sup>3</sup> 路盤工 A=2,509m <sup>2</sup> 排水構造物工 1式
工事場所	島根県浜田市金城町七条地内		
予定工期	令和9年3月26日		
予定価格	26,040,000円 （消費税及び地方消費税相当額を除く。）		
支払条件	前金払 契約金額の100分の40以内 部分払 3回以内 ※ 落札者が中間前金払又は部分払を契約締結時に選択する。 （契約後の変更は不可）		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		
入札保証金	免除する。		

3 入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

令和7・8年度島根県建設業有資格者名簿に登録され、かつ、以下の「工事種別」を希望していること。また、次に掲げる条件をすべて満足すること。

工事種別	一般土木工事	格付又は	B等級及びA等級
建設工事の種類	土木一式工事	総合点数	
許可業種	土木工事業	許可区分	指定なし
営業所	建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を浜田市内に有す		

所在地	<p>ること。</p> <p>ただし、A等級は、建設業法に規定する営業所を金城・旭旧自治区内に有すること。</p>																									
工事实績等	<p>ア 公共事業において、元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、以下の工事を完成及び引き渡し完了（以下「完了」という。）した実績があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者：国（公団の後継会社、公社を含む）、島根県（公社含む）、島根県内の市町村</li> <li>・建設工事の種類：土木一式工事</li> <li>・実績の内容：1契約で税込み最終金額が5百万円以上</li> </ul> <p>※国（公団の後継会社、公社を含む）、島根県（公社含む）の実績は、平成22年度以降、入札公告日前日までに完了した工事を対象とする。</p> <p>※市町村の実績は、別表に該当し平成22年度以降、入札公告日前日までに完了した工事、又はその他島根県内の市町村で令和2年度以降、入札公告日前日までに完了した工事を対象とする。</p> <p>※経常JVにあっては、経常JV又は構成員単体で同上の施工実績があること。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="464 981 1441 1646"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>対象となり得る契約時期・旧町名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">松江市</td> <td>平成23年8月1日東出雲町との合併以降の松江市</td> </tr> <tr> <td>平成17年3月31日～平成23年7月31日の松江市</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">出雲市</td> <td>平成23年10月1日斐川町との合併以降の出雲市</td> </tr> <tr> <td>平成17年3月22日～平成23年9月30日の出雲市</td> </tr> <tr> <td>旧斐川町（平成20年10月1日以降の契約に限る）</td> </tr> <tr> <td>雲南市</td> <td>平成18年1月1日以降の契約に限る</td> </tr> <tr> <td>大田市</td> <td>平成19年4月1日以降の契約に限る</td> </tr> <tr> <td>益田市</td> <td>平成19年4月1日以降の契約に限る</td> </tr> <tr> <td>隠岐の島町</td> <td>平成19年4月1日以降の契約に限る</td> </tr> <tr> <td>安来市</td> <td>平成20年1月1日以降の契約に限る</td> </tr> <tr> <td>浜田市</td> <td>平成21年4月1日以降の契約に限る</td> </tr> <tr> <td>江津市</td> <td>平成23年4月1日以降の契約に限る</td> </tr> <tr> <td>川本町</td> <td>平成29年1月4日以降の契約に限る</td> </tr> </tbody> </table> <p>※監督・検査・成績評定要領がすべて制定された市町村。</p>	市町村名	対象となり得る契約時期・旧町名等	松江市	平成23年8月1日東出雲町との合併以降の松江市	平成17年3月31日～平成23年7月31日の松江市	出雲市	平成23年10月1日斐川町との合併以降の出雲市	平成17年3月22日～平成23年9月30日の出雲市	旧斐川町（平成20年10月1日以降の契約に限る）	雲南市	平成18年1月1日以降の契約に限る	大田市	平成19年4月1日以降の契約に限る	益田市	平成19年4月1日以降の契約に限る	隠岐の島町	平成19年4月1日以降の契約に限る	安来市	平成20年1月1日以降の契約に限る	浜田市	平成21年4月1日以降の契約に限る	江津市	平成23年4月1日以降の契約に限る	川本町	平成29年1月4日以降の契約に限る
市町村名	対象となり得る契約時期・旧町名等																									
松江市	平成23年8月1日東出雲町との合併以降の松江市																									
	平成17年3月31日～平成23年7月31日の松江市																									
出雲市	平成23年10月1日斐川町との合併以降の出雲市																									
	平成17年3月22日～平成23年9月30日の出雲市																									
	旧斐川町（平成20年10月1日以降の契約に限る）																									
雲南市	平成18年1月1日以降の契約に限る																									
大田市	平成19年4月1日以降の契約に限る																									
益田市	平成19年4月1日以降の契約に限る																									
隠岐の島町	平成19年4月1日以降の契約に限る																									
安来市	平成20年1月1日以降の契約に限る																									
浜田市	平成21年4月1日以降の契約に限る																									
江津市	平成23年4月1日以降の契約に限る																									
川本町	平成29年1月4日以降の契約に限る																									
配置技術者	<p>ア 配置技術者は、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当する者とし、以下エに該当する場合を除き、契約日時点において配置できる技術者とする。</p> <p>イ 配置技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係を必要とする。</p> <p>ウ 資格確認資料を提出する際に配置技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）を記入して提出することができることとし、複数の候</p>																									

	<p>補者を提出した者が落札者となる場合は候補者のうちのいずれかが本件工事に配置できれば良いものとする。</p> <p>なお、落札者の決定において競争参加資格の確認を行う際は、全ての候補者が入札公告で定める競争参加資格要件を満たしていなければ本件工事における競争参加資格はないものとする。</p> <p>エ 資格確認資料提出時に配置技術者が専任で配置する必要のある他工事に従事中の監理技術者、主任技術者、専門技術者、現場代理人及び担当技術者（以下「技術者等」という。）のいずれかである場合は、他工事の契約上の工期の終期が令和8年5月16日（以下「指定日」という）以前である場合、配置技術者として申請できるものとする。</p> <p>また、他工事の契約上の工期の終期が指定日の翌日以降の場合、指定日以前に配置を外れることについて、他工事の発注者から承諾を得たことが分かる書類を添付すれば申請できるものとする。</p> <p>オ 複数の工事に、同一の技術者を配置技術者として資格確認資料を提出することは可能であるが、先に開札が行われた工事で落札決定があり専任の配置技術者に決定された場合、その後に開札を実施した工事では当該配置技術者の申請は無効として取り扱う。</p> <p>なお、他工事で落札者となったため、提出した全ての配置技術者を配置できなくなった場合は速やかに連絡すること。</p> <p>カ 資格確認資料提出期限後、病休、死亡、出産、育児、退職等の真にやむを得ない場合（以下「真にやむを得ない場合」という）により配置予定技術者が配置できなくなった場合を除き、配置予定技術者の変更、差し替え等は認めない。</p> <p>落札後、工事の施工にあたって、上記ウで確認した配置技術者を変更できるのは真にやむを得ない場合に限る。</p>
<p>その他</p>	<p>ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>イ 島根県における県税の滞納がない者であること。</p> <p>ウ 入札公告の日から入札書提出期限までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（昭和63年5月31日管発第181号）による指名停止を受けていないこと。</p> <p>エ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>○資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>（ア）親会社と子会社の関係にある場合。</p> <p>（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。</p> <p>○人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。</p> <p>ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会</p>

	<p>社である場合は除く。</p> <p>(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。</p> <p>(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。</p> <p>(ウ) 一方の会社の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。</p> <p>○その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。</p> <p>その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p> <p>同一入札に参加する複数の者の関係が上記の基準に該当する場合には、無効の入札として取扱う。</p> <p>オ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、警察当局から、島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。</p>
--	--

#### 4 入札手続き

本件に係る入札手続きについては、紙入札方式による。

#### 5 競争参加資格に関する事項

##### (1) 提出する書類

入札参加を希望する者は、メール送信、FAX送信又は郵送にて資格確認資料を提出すること。

なお、メール送信の場合の資格確認資料はPDF形式とすること。

- ・メールアドレス： [soumuk@forestry-shimane.or.jp](mailto:soumuk@forestry-shimane.or.jp)
- ・F a x 番号： 0 8 5 2 - 2 1 - 4 3 7 5
- ・郵便送付先： 〒690-0876 島根県松江市黒田町432番地1  
公益社団法人 島根県林業公社 総務企画課宛て

資格確認資料	<p>ア 以下の（ア）から（ウ）の中から、記3「工事实績等」アに該当することが分かるものを提出すること。また、その工事が島根県土木部等発注工事である場合には、工事成績評定通知書（写）を添付すること。（ただし、工事成績評定対象外の工事を除く）</p> <p>（ア） コリンズの「登録内容確認書（写）」（竣工登録に限る）</p> <p>（イ） 竣工検査済証等、発注者が作成したもの</p> <p>（ウ） 発注者が証明したもの（写しも可）</p> <p>※（ア）から（ウ）の複数資料の組み合わせも可</p> <p>イ 配置技術者届</p> <p>以下の資料を添付すること。</p> <p>（ア） 記3「配置技術者」アに該当することがわかる以下の資料を添付すること。</p> <p><b>【建設業法第7条第2号イに該当する場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実務経験証明書＋卒業証明書又は監理技術者資格者証</li> </ul>
--------	--

	<p>【建設業法第7条第2号ロに該当する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実務経験証明書又は監理技術者資格者証</li> </ul> <p>【建設業法第7条第2号ハに該当する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格が確認できる資料（資格証明書、監理技術者資格者証等）</li> </ul> <p>※実務経験証明書は建設業の許可申請に準じて作成すること。</p> <p>(イ) 技術者との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類（健康保険「被保険者証」の写し等）</p> <p>(ウ) 記3「配置技術者」エに該当する場合は、以下の資料をいずれか一つ添付すること。</p> <p>【従事中工事の契約工期が指定日以前に終わる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コリンズの「登録内容確認書（写）」</li> <li>・発注者に提出した従事中工事の工程表（コリンズ登録が無い場合に限る。）</li> </ul> <p>【従事中工事の契約工期が指定日を超えているが、配置可能な場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実地竣工が確認できる書類</li> <li>・従事中他工事の配置を外れることについての発注者からの承諾書</li> </ul> <p>ウ 業態調書（該当がない場合はその旨記載すること）</p>
--	--

(2) 資格確認資料提出期間

資格確認資料提出期間	令和8年3月27日 9時00分 ~ 令和8年4月9日 16時00分
------------	-----------------------------------

競争参加資格の審査は提出された資料のみで行うので、必要な資料を確実に提出すること。  
提出期限以降は真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更、差し替え等は認めない。

(3) 競争参加資格の様式の入手方法

必要な様式は公益社団法人島根県林業公社ホームページからダウンロードすること。

(4) 競争参加資格の確認は、落札者を決定する時点で行うものとし、競争参加資格がないと認められた者については通知する。その他の者については通知しない。

6 設計図書等の閲覧

閲覧期間	公告の日～開札日以降30日間
閲覧場所	公益社団法人島根県林業公社ホームページに掲載する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問のある者は、メール送信、FAX送信又は郵送により提出するものとする。

提出期限	令和8年4月3日 12時00分
回答	公益社団法人島根県林業公社ホームページに掲載する。

8 入札方法等

入札に参加する者は、下記のとおり紙入札方式により入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）を次に掲げる方法等により提出すること。

開札は以下の日時、場所とする。

(1) 開札の場所

島根県浜田市片庭町 254 番地  
島根県浜田合同庁舎 401 会議室

(2) 開札の期日

提出期間	令和8年4月10日 13時30分から
提出資料	工事費内訳書
立会人に関する事項	紙入札により代理人が入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。 なお、入札者以外の立会は認めない。

(3) 入札条件等、詳細は本書または仕様書等に記載。

(4) 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 入札の辞退

(1) 入札書提出期限までは、いつでも入札を辞退することができる。

入札を辞退する者はその具体的な理由を明記した入札辞退届を入札執行者に入札書提出期限までに、直接持参又は郵送により提出すること。

(2) 入札書を提出した後、落札決定があるまでに配置予定技術者が真にやむを得ない場合により配置できないこととなった場合に限り、辞退を認める。

その際には速やかに連絡すること。

## 10 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 同一人が同一事項について2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

(2) 入札公告で定める競争参加資格のない者がした入札

(3) 入札公告で求める必要な資格確認資料を添付しない者、又は判読できない資格確認資料を添付した者がした入札

(4) 次のいずれかに該当する入札書を提出した者がした入札

ア 金額の記入がない入札書

イ 金額を訂正した入札書

ウ 入札書の工事名が入札公告と一致しない入札書

エ 代表者が提出した入札において、入札書の商号若しくは名称（共同企業体の場合は、共同企業体名称及び代表者の商号又は名称）、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書

オ 代理人が提出した入札において、入札書の商号若しくは名称（共同企業体の場合は、共同企業体名称及び代表者の商号又は名称）、住所、代表者名又は代理人の氏名のいずれかが記載され

- ず、若しくは記載に誤りがあり、又は代理人の押印のない入札書
- カ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- キ 委任状のない代理人が提出した入札書
- (5) 工事費内訳書を提出しない者がした入札
- (6) 次のいずれかに該当する工事費内訳書を提出した者のした入札
- ア 工事費内訳書の合計金額が入札書の金額と一致しないもの
- イ 「工事名」又は「業者名」の記載漏れ又は不備のあるもの
- ウ 端数調整を行っているもの（ただし、単価もしくは数量に小数点以下の値が含まれている場合の金額算出時における小数点以下の値の端数処理の方法については問わない。）
- エ 設計図書である工事数量総括表で一式表示となっていないものを一式表示としているもの（建築関連工事を除く。）
- オ 値引き表示のあるもの
- カ タテヨコ計算に違算があるもの
- キ 設計図書である工事数量総括表に記載した項目が未記載（他項目や明細書に一括計上し、内訳が判らないものを含む。）のもの
- ク 代表者の押印のないもの
- (7) 入札書等の提出期限の日の翌日から落札者決定までに建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱に基づく指名停止を受けた者の入札
- (8) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (9) 虚偽の申請書を提出した入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか、入札公告等において示した入札条件に違反した入札

#### 1.1 失格について

次の者は失格とする。

- (1) 最低制限価格を下回る価格を入札した者
- (2) 入札書等の提出期限までに入札書又は辞退届を提出しなかった者

#### 1.2 落札者の決定方法

予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者について、競争参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合、当該入札者を落札者とする。なお、同じ最低価格をもって入札した者が2人以上ある場合はくじ（電子くじを含む。）により順位を付け、その上位の者から資格確認資料を審査する。

落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して4日以内に行い、結果を通知のうえ公表する。

#### 1.3 入札結果等の公表

落札者の決定した工事については、入札参加者全員に通知するとともに、公益社団法人島根県林業公社ホームページに掲載する。

入札結果等を閲覧に供するまでの間、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じない。

#### 1.4 競争参加資格がないと認めた者等による苦情の申し立て

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、参加資格がない理由について、また落札者とならなかったもののうち落札決定に不服がある者はその手続について、それぞれ次に従い、理由の説明を求めることができる。

①競争参加資格がない理由

競争参加資格審査の結果を通知した日の翌日から7日（休日を含まない）以内に、書面を1の担当部局へ持参又は郵送（必着）して提出しなければならない。

②落札者とならなかった理由

落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面を1の担当部局へ持参又は郵送（必着）して提出しなければならない。

(2) 説明を求めた者に対しては、原則として(1)①又は②の書面を受け取った日の翌日から7日（休日を含まない）以内に書面で回答する。また、申立者の提出した書面及び回答書は閲覧所で公表する。

### 1.5 再苦情申立て

1.4(2)の回答に不服がある者は、回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面により、公益社団法人島根県林業公社理事長に対して、再苦情の申し立てを行うことができる。この場合、書類の提出先は以下のとおりとする。

**【提出先】** 〒690-0876 島根県松江市黒田町4-3-2番地1  
公益社団法人島根県林業公社 総務企画課  
電話 0852-32-3185

### 1.6 その他

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (2) 落札決定通知後、7日以内に契約を締結すること。
- (3) 本件工事においては、加入義務のある社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していない者を全ての下請契約（2次下請以降も含む）において下請負人としてはならない。
- (4) 受注者が上記(3)に違反していると認める場合、違約金の請求及び指名停止措置、並びに成績評定点の減点を行う。（ただし、発注者の指定した期間までに当該下請負人が社会保険等に参加し、発注者が参加を確認した場合はこの限りではない。）
- (5) 入札書等の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は入札者の負担とする。
- (6) その他詳細不明の点については、1の担当部局に照会すること。